処　分　基　準

平成10年７月22日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第66条の２第１項
処 分 の 概 要：過労運転に係る指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：「過労運転を防止するため必要な運行管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・同一の車両について過労運転が反復して行われている場合 ・同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合 ・使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　企画指導係(電話025-285-0110 内線5122)
備　　考：